

## 東浦町パブリック・コメント手続に関する要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、パブリック・コメント手続に関して必要な事項を定めることにより、町民の町政への積極的な参加と行政の透明性の向上を図り、もって町民との協働によるまちづくりの推進に資することを目的とする。

### (定義)

第2条 この要綱において「パブリック・コメント手続」とは、町の基本的な計画等の策定、改廃等に当たり、実施機関が案の段階で趣旨、内容等を公表するとともに、公表したものに対する町民等からの意見等を考慮し、実施機関の意思決定を行う一連の手続をいう。

2 この要綱において「実施機関」とは、町長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会及び水道事業の管理者の権限を行う町長をいう。

3 この要綱において「町民等」とは、次に掲げるものをいう。

- (1) 町内に住所を有する者
- (2) 町内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体
- (3) 町内に通勤し、又は通学する者
- (4) 前3号に掲げるもののほか、パブリック・コメント手続に係る事案に利害関係を有するもの

### (対象)

第3条 パブリック・コメント手続の対象となる計画等は、次に掲げるもののうち、実施機関が必要と認めたものとする。

- (1) 町の基本的な施策の計画、方針、制度の策定又は改定
- (2) 町の基本的な制度を定める条例の制定又は改廃
- (3) 町民等の公共の用に供する施設の基本計画の策定又は変更
- (4) 町民等に義務を課し、又は権利を制限する条例（金銭徴収に関するものを除く。）の制定又は改廃
- (5) 前各号に掲げるもののほか、パブリック・コメント手続を実施することが適当であると実施機関が判断したもの

### (適用除外)

第4条 前条の規定にかかわらず、同条の計画等が次の各号のいずれかに該当する場合は、本要綱の規定を適用しないものとする。

- (1) 緊急を要するもの又は軽微なものである場合
- (2) 実施機関に裁量の余地がないと認められる場合
- (3) 意見聴取の手続が法令等により定められている場合
- (4) この要綱に定める手続に準じた手続を経て、審議会、委員会等の附属機関又はこれに準ずる機関が策定した報告、答申等に基づき実施機関が計画等の策定等をする場合

(計画等の案の公表)

第5条 実施機関は、第3条各号に掲げる計画等の策定等に当たり、あらかじめ当該計画等の案をその概要と併せて公表しなければならない。

2 実施機関は、前項の公表に併せて次に掲げる資料を公表するように努めるものとする。

(1) 計画等の案を作成した趣旨、目的及び背景

(2) 計画等の案を立案する際に整理した実施機関の考え方

(3) 町民等が政策等の案を理解するために必要な関連書類

(公表方法)

第6条 前条の規定による公表は、次に掲げる方法により行うものとする。

(1) 町のホームページへの掲載

(2) 実施機関の担当部署での閲覧

(3) その他実施機関が必要と認める方法

2 実施機関は、前項の規定により公表を行おうとするときは、町の広報紙等によって、公表する旨を周知するものとする。

3 第1項の規定により公表する場合は、意見の提出先、提出方法、提出期限その他意見の提出に必要な事項を明記するものとする。

(意見等の提出期間)

第7条 実施機関は、計画等の案の公表の日から1月以上の期間を設けて、意見等の提出を受けるものとする。ただし、緊急その他やむを得ない理由があるときは、その理由を明示し、当該期間を短縮することができる。

(意見等の提出方法)

第8条 意見等の提出方法は、次に掲げるとおりとする。

(1) 実施機関が指定する場所への書面の提出

(2) 郵便

(3) ファクシミリ

(4) 電子メール

(5) その他実施機関が認める方法

2 意見等を提出しようとする町民等は、原則として住所及び氏名（法人その他の団体にあっては、所在地、名称及び代表者氏名）を明らかにしなければならない。

(意思決定に当たっての意見等の考慮)

第9条 実施機関は、前条の規定により提出された意見等を考慮して、計画等の策定等の意思決定を行うものとする。

2 実施機関は、提出された意見等の概要及びその意見等に対する実施機関の考え方並びに計画等の案を修正したときはその修正内容を公表するものとする。ただし、東浦町情報公開条例（平成20年東浦町条例第39号）第7条に規定する不開示情報に該当するものは除く。

3 第6条の規定は、前項の規定による公表の方法について準用する。

(実施状況の公表)

第10条 町長は、パブリック・コメントを行っている計画等の一覧表を作成し、実施機関が指定する場所での閲覧及びインターネットを利用した閲覧の方法等により、町民等に情報を提供するものとする。

(委任)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、実施機関が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成18年1月18日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際、策定途中にある計画等については、この要綱の規定に準じてパブリック・コメント手続を実施するよう努めるものとする。

附 則

この要綱は、平成21年1月1日から施行する。